

令和2年度 第4回藤沢市障がい者総合支援協議会 会議録

書面開催

資料送付日：2021年1月22日

回答期限：2021年2月5日

委員：石渡代表，齊藤副代表，加藤委員，小野田委員，能勢委員，木村委員，櫻井委員，島村委員，新城委員，濱坂委員，伏見委員，松井委員，三瓶委員，志水委員，高山委員，田中委員，船山委員，郡部委員，青木委員，久保委員，戸高委員，加藤委員，小林委員，村松委員

計24名

●書面による議事の説明

議事（1）次期計画最終案について

「障がい者プラン2026」の最終案です。皆様から前回会議でいただいた意見と、庁内各課への事業内容照会の結果を反映させていただきました。

また、11月25日から12月24日まで広く市民からご意見をいただくため「障がい者プラン2026」の素案についてパブリックコメントを実施いたしました。いただいたご意見については、既に内容に含まれているものや、今後の参考とさせていただきます。ご意見だったため、今回の最終案に反映しておりません。

委員の皆様には、次期計画最終案についてご確認いただき、ご承認いただければと思います。

なお、今回ご提示した最終案については、令和3年2月に開催される藤沢市議会定例会厚生環境常任委員会で報告し、3月に策定を予定しております。

議事（2）災害時における障がいのある方の避難（生活）について

「大規模災害に備えて課題チェック」についてのまとめとなります。本アンケートにつきましては、藤沢型地域包括ケアシステム推進会議において実施し、そちらにつきましてもまとめができております。今後は高齢者関係分野等の結果と併せ、防災関係担当課と連携を図り、障がい者等の避難行動・避難生活等の環境設定に役立てていただく予定です。

つきましては、災害時の対応について今後も随時総合支援協議会でも扱っていく予定でありますので、委員の皆様には、【資料2-1】【資料2-2】について、お気づきの点やご意見をいただきたいと思いますと考えております。

議事（3）ふじさわ障がい者プラン2020「きらり ふじさわ」中間見直し令和元年度実績報告について

現計画のモニタリングにおける、令和元年度実績確定値のご報告です。概要をお伝えします。

【資料3-1】については、今年度お示しした速報値から大きく変化はございませんが、年度末にイベント等企画の開催を予定していた事業に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、企画を実施できなかった事業が散見されます。

【資料3-2】については、3ページ(4)一般就労に移行する福祉施設利用者数が142人となっており、昨年度実績として56人であったが、令和元年度は142人と実績を回復し、目標を達成しています。

また、6ページ以降の障がい福祉サービスの計画見込量と実績につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、訪問系サービスや短期入所の実績が昨年度を下回っております。代替手段の提供が認められた通所系のサービスについては、実績の落ち込みはありませんが、利用者が通所できず、在宅のまま日々を送った状況は想像に難くありません。

今回お送りした資料をご確認いただき、お気づきの点やご意見をいただきたいと考えております。

議事(4)「発達障がい者支援における関係機関の連携と課題解決のために(提言)」について

第2回総合支援協議会において、いただいた提言について、総合支援協議会運営会議でのご意見を参考に、事務局にて総合支援協議会としての回答案を作成しましたので、お気づきの点やご意見をいただきたいと考えております。

報告(1) 令和2年度第5回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の結果報告について

今年度第5回の検討委員会の結果報告です。内容は【資料5】のとおりです。

報告(2) 各専門部会の結果報告について

各専門部会の結果報告です。内容は【資料6-1】～【資料6-4】のとおりです。

その他(1) 計画相談支援・障がい児相談支援について

今年度、通年テーマとして取り扱いましたが、まとめることができていないことから来年度も継続して、検討していきたいと考えております。

来年度は、障がい福祉サービスの報酬改定が予定されており、委員の皆様には、抜粋した厚生労働省の資料により、計画相談支援事業の関する部分を中心に情報提供させていただきます。

その他(2) 組織改正について

令和3年度組織改正に伴う部署名等の変更に関する現在の検討状況についてご案内します。

地域医療推進体制及び健康危機管理体制強化のため、「福祉健康部」を「福祉部」及び「健康医療部」へ分割再編いたします。令和3年度組織案については、今回送付

させていただく「令和2年12月藤沢市議会定例会総務常任委員会資料2」の3ページのとおりです。

組織改正については、令和3年2月に開催される藤沢市議会定例会厚生環境常任委員会での議決事項ですので、資料の課名等は今後変更が生じる場合がございますのでご注意ください。

議題（1）次期計画の素案について

●委員からの質問及び回答

・質問（久保委員）

令和2年11月25日（月）～令和2年12月24日（木）までに『ふじさわ障がい者プラン2026（素案）』のパブリックコメントが実施されたと思います。パブリックコメント実施時に、藤沢市公式ホームページに『ふじさわ障がい者プラン2026（素案）』のPDFが掲載されていたので閲覧したところ、「4. 施策の方向性と展開」の「（2）施策の展開」の「3年間の主な取組」の箇所のすべてが「現在検討中」となっていました。この「現在検討中」という形での掲載になった理由を教えてください。

・回答（事務局）

パブリックコメントの実施にあたり、ニーズ等調査の結果から抽出した課題と、その課題に対する方向性についてご意見をいただきたいと考え、このような形を取らせていただきました。パブリックコメントの結果を基に、主な取組を精査いたしました。パブリックコメントの結果を反映させた取組事業について庁内各課に確認を行うとともに、関係会議の皆様のご意見を踏まえ、本計画案を修正し、令和3年2月藤沢市議会定例会厚生環境常任委員会で本計画について報告させていただきました。

・質問（久保委員）

令和2年11月25日（月）～令和2年12月24日（木）までに実施された『ふじさわ障がい者プラン2026（素案）』のパブリックコメントの結果について質問があります。前回の『ふじさわ障がい者プラン2020『きらりふじさわ』中間見直し』のパブリックコメントの実施結果は、提出数が「19通（うち有効提出数：18通）（有効提出数の内訳、インターネット：13通、持参2通、FAX：3通）、意見総数は35件」という結果でした。しかし、今回の『ふじさわ障がい者プラン2026（素案）』のパブリックコメントの実施結果は、提出数が「4通（うち有効提出数：4通）（有効提出数の内訳、インターネット：3通、持参1通、FAX：0通）、意見総数は7件」という前回より少ない結果でした。この結果に対して、事務局はどのよ

うに捉えていますか。

・回答（事務局）

前回パブリックコメントを実施した際は、イベント等での周知を実施しました。しかし、今年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、周知する機会が減ってしまったため、意見が少なくなってしまったと考えております。次回の中見直しの際は、より市民の目に触れるよう、市民周知の方法など検討したいと考えております。

●委員からの意見

・意見（久保委員）

令和2年度第3回藤沢市障がい者総合支援協議会の書面開催時に、事務局から配布資料として『ふじさわ障がい者プラン2026（素案）』を送付していただいたと思います。その時、『ふじさわ障がい者プラン2026（素案）』の内容を確認した際には、「4. 施策の方向性と展開」の「(2) 施策の展開」の「3年間の主な取組」には具体的に事業・取組、事業内容がしっかり記載されていました。また、『令和2年度第3回藤沢市障がい者総合支援協議会文書会議説明資料』には、『ふじさわ障がい者プラン2026（素案）』のパブリックコメント実施時に「4. 施策の方向性と展開」の「(2) 施策の展開」の「3年間の主な取組」の箇所が「現在検討中」にするといった説明はなかったと思います。ですので、私は「4. 施策の方向性と展開」の「(2) 施策の展開」の「3年間の主な取組」の箇所を含めて記載し、パブリックコメントが実施されるものと認識しておりました。しかし、令和2年11月25日（月）～令和2年12月24日（木）の『ふじさわ障がい者プラン2026（素案）』のパブリックコメント実施時に藤沢市公式ホームページのPDFを閲覧した時には、「4. 施策の方向性と展開」の「(2) 施策の展開」の「3年間の主な取組」の箇所が「現在検討中」となっていました。その時、私は「何故、「現在検討中」という記載になっているのか。これだと何のためにパブリックコメントをされているのかよくわからない。もし自分が藤沢市民として意見を述べる立場なら「4. 施策の方向性と展開」の「(2) 施策の展開」の「3年間の主な取組」の箇所がないとコメントしづらいな」と思いました。ですので、何故このような形で『ふじさわ障がい者プラン2026（素案）』のパブリックコメントが実施されたのか大変疑問に感じます。

・意見（久保委員）

『令和2年度第3回藤沢市障がい者総合支援協議会文書会議説明資料』によれば、『ふじさわ障がい者プラン2026（素案）』のパブリックコメントを実施し藤沢市民から幅広い意見をいただきたいと考えているという趣旨の説明がありました。しかし、今回の『ふじさわ障がい者プラン2026（素案）』のパブリックコメントの実施結果は、提出数が「4通（うち有効提出数：4通）（有効提出数の内訳、インタ

一ネット：3通，持参1通，FAX：0通），意見総数は7件」という前回より少ない結果でした。事務局や他の委員の皆様がどのように捉えていらっしゃるのかはわかりかねますが，少なくとも私は「この結果で藤沢市民から幅広い意見をもらった」と捉えてよいのか大変疑問があります。

私は今回の実施結果が少なかった理由の一つとして、『ふじさわ障がい者プラン』の存在そのものを知らない方もいらっしゃるのではないかと考えます。ですので，今後『ふじさわ障がい者プラン』のパブリックコメント実施時には，例えば小学校や中学校，特別支援学校に在籍する子どもたちや保護者，藤沢市内の地域の商店や町内会，社会福祉施設，医療機関，企業等の幅広い方々にも『ふじさわ障がい者プラン』のパブリックコメント実施のチラシの配布等で案内をして，一人でも多くの藤沢市民の方々に幅広い意見を述べていただけるようにしていただきたいです。

・意見（濱坂委員）

次期計画案について，2点ほど意見を申し述べます。

1点目は，事業番号118番，地域活動支援センター助成事業についてです。

地域活動支援センターは，多様なニーズのある障がいのある方に対する受け皿として，これからも必要な存在であると考えます。

本事業ですが，平成24年度以降，補助水準の変更がなされておられません。この間，最低賃金は上昇をし続け，地域活動支援センターの経営を圧迫し続けています。

この状況をかんがみ，補助水準の拡大についてご検討いただけましたら幸いです。

2点目は，事業番号146，障がい者等医療費助成事業についてです。

本事業については，藤沢市腎友会より，前年度と同様の助成を行うよう議会陳情がなされ，趣旨了承となったと承知しております。

障がい当事者を支援する作業所の団体である当連絡会としましても，新しい計画下においても同様の事業継続を望むものです。特に年齢制限の導入については，高齢障がい者支援の観点からも引き続き導入することのないよう，意見を申し述べます。

以上，意見を申し述べた上で，次期計画案について承認いたします。

・意見（新城委員）

（2）基本理念

の中に以下のように記載されています。

本市では，「障がいは，個人の心身機能の障がいと社会的障壁により生じている」と記されています。

これは，障がいの発生原因を医学モデルに基づく障がいと社会モデルに基づく障がいの二つにあると規定しているように受け止められます。

行政の立場からは，障がいは権利条約や差別解消法及び障害者基本法の趣旨を踏まえると「障がいは，社会的障壁により生じている」と規定すべきです。

なぜならば，医学モデルでいう「障がい」を原因に入れると差別を合法化してしま

うからです。

したがって医学モデルでいう「障がい」を原因に入れると「障壁」を取り除くことはできません。

障害者基本法では、以下のように定義しています。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

・回答（事務局）

貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。

・意見（新城委員）

ふじさわ障がい者プラン2026を作成するに当たって藤沢市視覚障害者福祉協会に対して聞き取り調査をしました。

聞き取り調査をした団体に対して今回のプランに調査の内容がどのように反映させたのかを説明すべきであると考えています。

その意味で、当団体に対しての説明文書を作成するとともに説明の機会を設定してください。

・回答（事務局）

聞き取り調査をさせていただいた各団体様及び事業者様には、完成した次期計画をお渡しする予定です。

聞き取り調査をさせていただいた結果から抽出した課題を整理し、基本目標等を定めております。

計画を策定するにあたり、皆様から寄せられたご意見の共通する困りごとを主に課題として取り上げておりますので、個別障がいごとに記載をするものではありません。

・意見（船山委員）

ふじさわ障がい者プラン2026、P98に記載されている「相談支援体制の充実・強化」について、数値的な目標に関しての根拠は、よくわかります。現状3か所で行われている専門的な相談支援を4か所に増やし、その4か所にさらに総合相談窓口としての機能を付与していくということで理解したのですが、具体的にどのようにその業務を担う、人材を育成していくのか。基幹相談や他の相談支援事業所と

どのように連携して、障がいのある市民に対して安心を提供していただけるのか伺いたいと思います。

・回答（事務局）

人材育成については、基幹相談支援事業所が主催する会議やグループスーパーセッションを活用し、困難ケースの対応や研修等を行うことで人材の資質向上と機関間の連携を図りたいと考えております。また、市民センター等に総合相談窓口を設置することで、地域の福祉窓口や地域包括支援センター等との連携強化をすることができ、障がいのある方やそのご家族が身近に相談しやすい環境づくりができると考えております。

議題（２）災害時における障がいのある方の避難（生活）について

●委員からの意見

・意見（郡部委員）

・事前の備え、発災直後、避難生活、復旧すべてのステージで市民は十分ではないと思っている。防災計画の抜本的な見直しが必要である。

・災害時に混乱を避けるために重要なことは、正確な情報提供である。障がいによって情報が届かないことがあってはならない。

・自助、共助、公助の考え方として、まず自助ありきではないことを申し上げたい。自助を補完するために共助、公助があるのではなく、十分な公助が備えられていることが自助の前提である。昨今のコロナ禍においても、個人の努力ばかりが叫ばれそこからみ出た個人を社会が糾弾するような風潮も散見される。そのようなことのないように行政はリーダーシップを発揮していただきたい。

・意見（松井委員）

それぞれのお立場から様々なご意見が寄せられており、関心は高いものと再確認しました。平時における事前準備があつてこそ有事に活かされるものと思います。少しポイントを絞り、具体的な取組について出来るところから関係機関の協力体制を構築できればと思います。

・回答（事務局）

貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。

・意見（村松委員）

「ふじさわ障がい者プラン 2026（案）」での内容の誤りがありました。また誤解なく伝えるための修正もありますので、よろしくお願ひ致します。

1 1. 用語解説

p 1 5 8 「指定難病」及びp 1 6 2 「難病」についてです。

p 1 5 8 「指定難病」

難病法の「指定難病」の疾病数が、総合支援法の「難病等」の疾病数になっています。

p 1 6 2 「難病」

「指定難病」以外の難病がまだ多数ある中で正しく理解されるためには、「難病一般」「指定難病」「総合支援法の難病等」を整理して示す必要があります。

<指定難病>

2015年(平成27)年1月1日に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)に基づき指定された、医療費助成の対象となる疾患のこと。

2019年(令和元年)7月1日現在の指定難病は333疾病となっています。

1)発病の機構が明らかでなく、2)治療方法が確立していない、3)希少な疾患であって、4)長期の療養を必要とするもの、5)患者数が本邦において一定の人数(人口の約0.1%程度)に達しないこと、6)客観的な診断基準(またはそれに準ずるもの)が成立していることが対象疾病要件となっています。

<難病>

1972年(昭和47年)10月に厚生省(現厚労省)が定めた「難病対策要綱」において示された難病は、(1)原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病、となっています。

2015年(平成27)年1月1日に施行された「難病法」に基づき、「指定難病」に対して医療費助成の対象としています。令和元年7月1日現在333疾病となっており、対象疾病要件として6項目があげられています。(「指定難病」の項参照)

また、「障害者総合支援法」の対象となる難病等は、対象疾病要件として①治療方法が確立していない②長期の療養を必要とするもの③診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることとしており、令和元年7月1日現在361疾病となっています。

・回答(事務局)

ご指摘のとおり、修正いたしました。

・意見(島村委員)

災害等、有事のための対策は、最悪の場合を想定して準備することが大切と聞きます。通常の業務や生活を進めながらの中、目の前のこと以外のことは後回しになりがちですが、やはり平時にしっかり対策しておくことは自助・公助ともに重要だと思います。公助の部分は、危機管理課や地域包括ケアシステム推進室等とも連携し、自助、共助で不足するところを想像して、具体的な方策を示し、周知することが必要だと思います。

・回答（事務局）

災害対策については、関係各課と連携し、取り組んでまいります。

・意見（伏見委員）

情報量が膨大にあり、またカテゴリも複雑なので纏める作業が大変だと思います。帰納法的手法でまずはカテゴリ一仕分けをした方がよいと考えます。

・意見（木村委員）

このアンケートから、課題が満載なことを改めて認識しました。自助・共助・公助とありますが、要支援者の中でも、一人暮らしの障がい者、高齢親と障がい者のみ同居の家庭等は自力避難もままならない場合があるので、支援が最も必要な人たちとして、枠を超えて行政が情報把握し、特に支援する有力なシステム構築が必要と考えます。

・回答（事務局）

貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。

・意見（濱坂委員）

1点のみ意見を申し述べます。

障がい者の災害時個別支援計画策定については、当連絡会の中で、「従来の個別支援計画の中に、項目を加える形で作成すべき」という意見や、「従来の個別支援計画とは別に、違う書式として作成すべき」という意見があり、意見がまとまっていません。

この点、総合支援協議会の中でも、災害時個別支援計画のあり方について話し合う時間が取れればと思います。

・回答（事務局）

防災についての協議会としての検討は令和2年度で一度終了いたしますが、引き続き関係各課で災害時個別支援計画のあり方について検討していく予定です。

適宜、情報提供を行いますので、その際は各委員のお立場でご意見いただけましたら幸いです。

・意見（齊藤委員）

・大規模災害に備えて課題チェック表は、意識調査が主な内容であり、防災に関して基本的に確認しておくべき項目の列举がしてある。

回答の中で課題意識の高いものから現状の確認と対策の検討を進める次の段階に進めるべきである。

・藤沢はあらゆる種類の災害が想定されるため、防災をテーマにした地域のニー

ズに沿った地域づくりを各地区で展開が必要である。

・防災訓練については総合防災訓練だけではなく各地区で行われる訓練や地域住民と共に要配慮者の個別の避難計画づくりのワークショップの開催など、具体的な訓練等が出来るようなノウハウの普及の支援の事業化が必要である。

・要配慮者の避難所での受け入れ課題や、福祉避難所のあり方の見直し、在宅避難者への支援体制の構築、復興に向けてのプランづくりなど具体的な取り組みが必要である。

・意見（加藤葉子委員）

発災後の医療との連携について、以前も書かせていただきましたが、医師会では発災後4時間は自院だけが等に対応。薬に関しては、門前薬局ならば連携も可能です。ただし、4時間すぎると中隔医療機関に集合して広範囲の対応というスキームになっています。自院が空っぽになる事を周知していただけるとよいと思います。

・回答（事務局）

貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。

議題（3）ふじさわ障がい者プラン2020「きらり ふじさわ」中間見直し令和元年度実績報告について

●委員からの質問及び回答

・質問（木村委員）

①事業番号3と4について

こどもサポートファイルが現在あまり活用されておらず、活用促進させたいとありますが、現行どのような時期（例えば幼児の発達支援センターの利用時、療育手帳取得時等）方法で保護者に配布されているのでしょうか。ライフステージを通して活用できるファイルの利便性や記入の仕方を、配布時に保護者に対面で説明すれば、活用が進むかと考えます。

②事業番号8 就学相談について

就学時、特別支援級、特別支援学校に入学する生徒が増えているとの記載ですが、保護者の希望が多いということであれば、どういう要因があるのか考えられますか。

③事業番号56

計画相談支援・障がい児相談支援事業の促進

参考資料として報酬改定（案）をいただきましたが、この改定が行われると、計画相談支援の拡張がどのように進むと考えられますか。

・回答（事務局）

①貴重なご意見をありがとうございます。

現在、子どもサポートファイルの配布の時期と方法については、未就学期の子ども発達相談の際や、児童発達支援や放課後等デイサービスの新規申請時を中心に配布しております。

配布する際には、このファイルのメリットや記入方法を説明しながらお渡ししてきましたが、令和2年度からは記入見本も添付しております。

引き続き、保護者の方へ丁寧な説明を行い、子どもサポートファイルの目的をご理解いただけるよう取り組んでまいります。

②就学相談件数が増加傾向にあり、それに伴い特別支援学級や特別支援学校に就学する児童生徒数が増加しております。その背景として、保護者が子どもの教育的ニーズに合った手厚い指導や支援を望んでいるということが考えられます。

③障がい福祉課では、令和元年度に障がい福祉サービス事業者等への聞き取り調査を実施しました。その結果において、計画相談支援の人材確保のため、報酬の低さが課題として挙げられています。報酬改定は、新たな事業所の参入や人材確保へのきっかけになると考えております。

●委員からの意見

・意見（松井委員）

新型コロナウイルス感染症の影響から、予定された内容が一部延期又は中止となりました。今後の計画は極力代替案を用意する等、進捗の停滞を回避できるような手立てが必要と考えます。

・意見（濱坂委員）

2点ほど意見を申し述べます。

1点目は、事業番号91番、地域活動支援センター助成事業についてです。

議事（1）において意見を申し述べたとおりです。地域活動支援センターは、多様なニーズのある障がいのある方に対する受け皿として、これからも必要な存在であると考えます。

本事業ですが、平成24年度以降、補助水準の変更がなされておられません。この間、最低賃金は上昇をし続け、地域活動支援センターの経営を圧迫し続けています。

この状況をかんがみ、補助水準の拡大についてご検討いただけましたら幸いです。

2点目は、事業番号112、障がい者等医療費助成事業についてです。

こちらも議事（1）に対する意見で申し述べたとおりです。本事業については、藤沢市腎友会より、前年度と同様の助成を行うよう議会陳情がなされ、趣旨了承となったと承知しております。

障がい当事者を支援する作業所の団体である当連絡会としましても、昨年度と同様の事業継続を望むものです。特に年齢制限の導入については、高齢障がい者支援

の観点からも引き続き導入することのないよう、意見を申し述べます。

・回答（事務局）

貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。

・意見（齊藤委員）

相談支援体制について、医療と福祉・児童と成人・障がいと介護などの境界線が出来てしまう部分の連携について具体的な施策が欲しい。

「連携に努める」などという表現では、いつ、だれが、どこで、何をする、が見えないので、それぞれの立場の支援者が本来業務の中で動けるような事業化や会議体の設置が必要である。

・回答（事務局）

貴重なご意見ありがとうございます。

令和3年度の相談支援体制の拡充により、他分野との連携強化を図る事ができると考えております。事業の実施結果と皆様からの意見を踏まえ今後も連携体制について検討してまいります。

・意見（加藤葉子委員）

一般就労人数が目標を上回った事、素晴らしい事と存じますが、定着率が80%、この原因の解析はありますか。

・回答（事務局）

就労定着支援については、藤沢市内の就労移行支援事業所のほとんどが就労定着支援のサービス提供を行っており、利用者が就労移行支援から継続して同一の事業所から支援を受けることのできる状況から、安心して就労を継続できているものと考えられます。

議題（4）「発達障がい者支援における関係機関の連携と課題解決のために（提言）」について

●委員からの質問及び回答

・質問（久保委員）

令和2年4月に「藤沢市発達障がい地域支援会議」が正式に発足したと理解してよろしいでしょうか。また、これに伴い平成30年度～令和元年度に設置されていた「発達障がいに関する協議の場の設置に向けた準備会」は廃止されたと理解してよろしいでしょうか。

・回答（事務局）

当該会議については、任意会議体であるため、会議の設置要綱などは定められていません。そのため、発足については第1回目の会議とします。なお、令和2年度第1回藤沢市発達障がい地域支援会議は2020年12月4日に開催いたしました。

・質問（久保委員）

令和2年4月以降に、「藤沢市発達障がい地域支援会議」の開催はあったのでしょうか。もし開催されている場合は、開催日や議題内容、開催数等を具体的に教えてください。

・回答（事務局）

令和2年度第1回藤沢市発達障がい地域支援会議は2020年12月4日に開催いたしました。

議事については「代表・副代表選出」と「会議運営方法について」の2点。報告事項については「リートの令和元年度実績について」と「発達障害者地域支援マネージャーについて」の2点です。

・質問（久保委員）

今後、発達障がい当事者が「藤沢市発達障がい地域支援会議」のメンバーとして選出されたり、公募委員として募集されたりする可能性はあるのでしょうか。

・回答（事務局）

審査の結果、公募委員となる可能性があります。

・質問（久保委員）

これから、次期・藤沢市障がい者総合支援協議会委員（令和3年5月～令和5年3月31日）を選出されると思います。

次期・藤沢市障がい者総合支援協議会委員に、「藤沢市自閉症児・者親の会」の代表と「藤沢市発達障がい地域支援会議」の代表を選出される予定はあるのでしょうか。

・回答（事務局）

次期委員の選出母体については未確定のためお答えしかねます。

●委員からの意見

・意見（松井委員）

課題検討の場については、「藤沢市発達障がい地域支援会議」の中で行われることに同意します。会議の構成員について、どのように選出が為されているかお聞きし

たいと思います。

・回答（事務局）

会議の委員については次のとおりです。

- ・障がい当事者のご家族
- ・就労支援機関
- ・就労系事業所
- ・日中活動系事業所
- ・医療機関
- ・教育機関
- ・放課後等デイサービス事業所
- ・児童発達支援センター
- ・相談支援事業所
- ・行政機関

また、オブザーバーとして「発達障害者地域支援マネージャー」の方にもご参加いただいております。

・意見（島村委員）

発達障がい地域支援協議会においては、当事者及びその家族の意見が十分に汲み取られ、支援に活かせるような協議会になって欲しいと思います。

・回答（事務局）

障がい当事者のご家族として、2人の方に委員としてご参加いただいております。様々な方面からのご意見をいただき、議論を進めていきたいと考えております。

・意見（木村委員）

「藤沢市発達障がい地域支援会議」において、ライフステージを超えた会議にするために、少・中学の学齢期から高齢期までの幅広い障がい当事者のご家族を構成員としていただきたいと思います。

・回答（事務局）

貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。

・意見（濱坂委員）

回答案について特に気づいた点などはありません。発達障がい者に対する支援が推進されるよう、当連絡会としましても協力できることなどを推進していきたいと思っております。

・回答（事務局）

引き続きご協力よろしくお願ひいたします。

・意見（齊藤委員）

取り組みが遅れている分野は様々あるが「発達障がい」については、医療・福祉・就労・社会参加・生活スキル獲得・支援者支援など多くの場面での課題が多い。また障がいの状態も多岐にわたり、対象者の人口も多いため専門的な会議体の設置をすることで、具体的な施策の展開を早く進める必要性を強く感じている。

・回答（事務局）

今年度立ち上げさせていただいた「藤沢市発達障がい地域支援会議」において、今後の施策展開等検討してまいりたいと考えております。

・意見（加藤葉子委員）

最近の傾向として、自閉症スペクトラムに関する勉強会、啓発事業が医療の中で増加して来ています。

細かい対応が必要な疾患群との認識なので、今回の地域支援会議がよりよい報告と考えます。

・回答（事務局）

貴重なご意見ありがとうございます。

・意見（久保委員）

今後、藤沢市発達障がい地域支援会議に発達障がい当事者をメンバーとして選出し、活躍できる機会をつくっていただきたいです。

・意見（久保委員）

今後、藤沢市発達障がい地域支援会議に発達障がい当事者が参加できるように、公募委員の募集で選出したり、事務局でお願いしたい方を選出したりするなどの検討をしていただきたいです。

・意見（久保委員）

藤沢市障がい者総合支援協議会専門部会の設置の代わりに、次期・藤沢市障がい者総合支援協議会委員（令和3年5月～令和5年3月31日）として、自閉症や発達障がいに理解があり、自閉症や発達障がいの当事者やその家族、支援者等を日ごろから支援されている方から選出することを提案したいです。具体的には、「藤沢市自閉症児・者親の会」の代表及び「藤沢市発達障がい地域支援会議」の代表です。提案理由として、今後の藤沢市の自閉症や発達障がいの当事者やその家族、支援者等に対する各施策への意見や要望等をしっかり伝えたり、「藤沢市発達障がい地域支援会

議」の進捗報告をされたりする方が藤沢市障がい者総合支援協議会にいる必要があるのではないかと考えるからです。また、現在、他の障がい種の障がい児者関係団体の代表の方はいらっしゃるのに、自閉症や発達障がい児者関係団体の代表の方はいらっしゃいませんでした。これでは、自閉症や発達障がいの当事者やその家族、支援者等の立場からの意見や要望等の声がしっかり届かない可能性があるとして、この2年間の藤沢市障がい者総合支援協議会委員として議論に参加していく中で感じました。ですので、この私からの提案と意見を踏まえて、次期・藤沢市障がい者総合支援協議会委員を選出していただきたいです。よろしくお願いいたします。

・回答（事務局）

貴重なご意見ありがとうございます。

報告（1）令和2年度第5回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の結果報告について

●委員からの意見

・意見（齊藤委員）

児計画と者計画が併記されている計画書にはなっているが、両計画の関連性や連携の仕組みなどについては、ほとんど記載が見当たらない。藤沢型地域包括ケアシステムに大きく取り込まれていることは分かるが、残念ながら具体性に乏しく縦割り行政の弊害を打破しようという強い決意は感じられない。

・意見（松井委員）

新型コロナ関連の対応について、しばらくは各部会から継続した課題や対応等挙げていただくと良いと思います。

・回答（事務局）

貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。

その他（2）組織改正について

●委員からの質問及び回答

・質問（久保委員）

現在の「障がい福祉課」は、令和3年度組織改正案の「障がい支援課」に変更されると理解してよろしいでしょうか。

・回答（事務局）

組織改正については藤沢市議会定例会の議決をもって決定いたします。予定としましては、お見込みのとおりです。

・質問（久保委員）

現在の「福祉医療給付課」は、令和3年度組織改正案の「高齢者支援課」に変更されると理解してよろしいでしょうか。

・回答（事務局）

組織改正については藤沢市議会定例会の議決をもって決定いたします。予定としましては、福祉医療給付課の業務は福祉総務課と障がい者支援課へ再編されることが検討されております。

・質問（久保委員）

現在の「地域包括ケアシステム推進室」は、令和3年度組織改正案の「地域共生社会推進室（福祉総合相談支援センター）」に変更されると理解してよろしいでしょうか。

・回答（事務局）

組織改正については藤沢市議会定例会の議決をもって決定いたします。予定としましては、お見込みのとおりです。

・質問（久保委員）

（上記の理解で良い場合）

「障がい福祉課」→「障がい者支援課」，「福祉医療給付課」→「高齢者支援課」，「地域包括ケアシステム推進室」→「地域共生社会推進室（福祉総合相談支援センター）」へ分割再編された場合、現在の各課が担当されている業務内容はそのまま新しい課へと引き継がれる形なのでしょうか。

・回答（事務局）

業務移管されたものについては、引継ぎを行います。

・質問（久保委員）

現在の「子ども青少年部」の「子ども健康課」，「南保健センター」，「北保健センター」は、令和3年度組織改正案にある「健康医療部」の「健康増進課（国保保健事業担当）」，「南保健センター」，「北保健センター」へ分割再編されると理解してよろしいでしょうか。

・回答（事務局）

組織改正については藤沢市議会定例会の議決をもって決定いたします。予定とし

ましては、お見込みのとおりです。

・質問（久保委員）

（上記の理解で良い場合）

今回の令和3年度組織改正に伴って、現在の「子ども青少年部」の「子ども健康課」は無くなると理解してよろしいでしょうか。

・回答（事務局）

課名はなくなります。

その他

●委員からの質問及び回答

・質問（新城委員）

今回の会議をオンラインで開催することで準備を進めてきたはずですが。

今後は、是非とも必要ときにオンライン会議が開催できるよう体制の整備を進めてください。

今後の体制整備の観点から今回オンライン会議が開催できなかった原因と解決策を明らかにしてください。

・回答（事務局）

オンライン会議の実施体制については、今後も検討してまいります。

今回、文書での開催とさせていただいた理由としては、オンライン会議にした場合であっても一部の委員に来庁いただく必要があったためです。

今後オンライン会議を実施するためには、庁内で部屋を何室かに分け、機材をその台数確保する必要があります。しかし、現時点で庁内で確保できる機材の台数が限られており、来庁いただく委員全員分を用意することができません。

今後庁内の機材が整いましたら、実施する方向で進めていきたいと考えております。